

平塚市中央図書館改修事業
公募型プロポーザル
技術提案評価基準書

令和6年9月
平塚市

目 次

1	評価基準書の位置付け	1
2	審査方法	1
3	評価項目、配点等	2
4	VE項目の評価	2
5	技術提案書に記載された技術提案の取扱い	2
	別表1 事前審査評価基準	
	別表2 技術審査評価基準	
	別表3 プレゼンテーション審査評価基準	
	別表4 提案価格審査評価基準	

1 評価基準書の位置付け

本評価基準書は、平塚市中央図書館改修事業に係る公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）「1.2 提案審査及び優先交渉権者の選定」に記載する平塚市中央図書館改修事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査方法のほか、審査に当たっての評価項目、配点等を定めるものです。

2 審査方法

2回の審査委員会により実績評価、技術提案評価、プレゼンテーション評価、提案価格評価の4項目を審査します。

(1) 一次審査（令和6年11月中旬）

① 事前審査（配点10点）

参加者及び本業務担当職員の実績、資格を評価するため、事前審査に係る提案書（様式2）を別表1の基準により事務局が審査し、その結果を審査委員会に報告します。

② 二次審査対象者の選定

参加者が多数の場合は、実績審査点の上位5者程度を選定します。

(2) 二次審査（令和7年2月中旬）

① 技術審査（配点55点）

本業務に対する参加者の提案内容を評価するため、技術審査に係る提案書（様式4、様式5、様式6）を別表2の基準により審査委員会の各委員が審査します。

② プレゼンテーション審査（配点15点）

本業務担当職員の実績や取組意欲等を評価するため、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を別表3の基準により審査委員会の各委員が審査します。

③ 提案価格審査（配点20点）

提案価格を評価するため、参加者より提出された技術提案見積書及び内訳書（様式6-1）に記載された金額（提案価格）を別表4の基準により事務局が審査し、その結果を審査委員会に報告します。

④ 優先交渉権者及び交渉権者の選定

ア 一次審査の結果に技術審査とプレゼンテーション審査、提案価格審査の結果を加えた審査委員会各委員の合計評価点を算定します。

イ 審査委員会は、各委員の評価点の合計により参加者の順位を決定します。

ウ 順位が1位の参加者を優先交渉権者、2位以下の参加者を交渉権者とします。ただし、評価の内容により本業務の実施が困難であると審査委員会が決定した参加者については、非交渉権者とします。

エ 順位が同じ参加者が2者以上の場合は、提案価格審査の評価点が高い者を上位とし、提案価格審査の評価点も同じ場合は、技術審査の評価点が高い者を上位として決定します。

3 評価項目、配点等

各審査の評価項目や評価の視点、配点については、別表1~4のとおりです。

4 VE項目の評価

VE項目対話において本市が適切と判断した内容のうち、費用減少の効果が見込まれるものは、提案価格に反映されるものと考え、原則として技術審査の点数に考慮するものとします。また、機能向上の効果が見込まれるものも、技術審査の点数に加点されるものとします。

5 技術提案書に記載された技術提案の取扱い

本プロポーザルで提出された技術提案書については、契約後に設計図書として取り扱いますので、提案内容を実施できないということは認めません。

なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合又は本業務の完了前であっても履行できないと認められた場合、受注者は本市に対して基本協定書「履行の担保」に定める方法により違約金を支払うものとします。